

災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（ひな型）

渋谷区（以下「甲」という。）と〇〇（法人名）（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の在宅介護サービス利用者の安否の確認、在宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙がこの協定に基づく業務を行う事業所は、〇〇（東京都渋谷区〇丁目〇番〇号）とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、災害が発生したときは、在宅介護サービスを利用する区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否を確認するものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲に報告するものとする。

3 乙は、災害が発生したときは、利用者の避難所等への避難誘導（救出及び救助を含む。）に協力するものとする。

（サービス提供）

第4条 甲は、前条第2項の規定により報告された内容により、必要に応じて、利用者の居宅、避難所等における訪問介護その他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供を乙に要請する。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、利用者の居宅、甲が開設する二次避難所等における福祉サービスの提供に協力するものとする。

（事業所の情報）

第5条 乙は、事業所の連絡先等の情報を、あらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の情報に変更が生じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第4条第2項の規定により提供した訪問サービスに要した経費（介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した乙の従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷・疾病により死亡し、若しくは障害が残った場合は、渋谷

区震災対策総合条例(平成8年渋谷区条例第19号)の規定に基づき補償するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、連絡窓口、連絡方法等の詳細について協議し、別途、定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条第1項の規定による安否確認及び第4条の規定による訪問サービスの提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者区長

乙